

受託研究取扱規程

平成20年9月13日 地域安全学会理事会承認

(総 則)

第1条 本会が、外部からの委託申し出によって、研究・調査等（以下「受託研究」という。）を受託する場合は、この規程によるものとする。

(受託研究の受諾範囲)

第2条 受託研究は、地域社会の安全性の向上に関する学術・文化・社会の進歩発達に寄与し、かつ高度の学識経験を要するものと認められるものでなければならない。

2. 受託できる部外の機関は、官公庁、地方自治体、公共団体および企業等とする。

(受託の諾否)

第3条 受託の諾否は、理事会の下に設置した研究運営委員会の指名を受けた理事から、委託者よりあらかじめ提出された依頼書に基づいて報告し、理事会が決定する。
依頼書にはつぎの事項が記載されていなければならない。

- (1) 受託研究の名称
- (2) 受託研究の目的および内容（案）
- (3) 受託研究の実施期間
- (4) 受託研究経費
- (5) 受託研究の実施体制（案）
- (6) その他必要と認められる事項

(受託研究小委員会)

第4条 受託研究の実施は、研究運営委員会の下に特別に設置した受託研究小委員会（以下、担当小委員会」という。）がこれに当たる。

2. 受託研究の円滑な実施のため、理事会は、発注者側との協議のための代表者（以下、受託研究事務代表者）を指名し、担当小委員会の委員とする。
3. 担当小委員会の委員長は、受託研究事務代表者が委託者と協議し、原則として理事、委員会委員長の経験者より選任し、理事会の承認を得る。

(契 約)

第5条 受託研究を受託したときは、受託研究事務代表者は委託者や委員長と協議のうえ、委託契約書を作成し、委託者、受託者おのおのその1通を保有するものとする。

2. 契約の受託者名義は地域安全学会会長とし、研究実施の責任者は委員長とする。

契約書には、つぎの事項を記載しなければならない。

- (1) 受託研究の名称
- (2) 受託研究の目的および内容
- (3) 受託研究の実施期間
- (4) 受託研究経費
- (5) 前号の受託研究費の支払い条件等に関する事項
- (6) 報告書に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

(報告書)

第6条 受託研究が完了したときは、担当委員会は報告書を作成し、委託者に提出し、事務局に保存する。

(成果の取扱い)

第7条 研究成果の公表については、あらかじめ委託者と協議するものとする。

(受託研究費)

第8条 受託研究に要する経費はこれを分けて、直接経費と一般経費とする。

2. 一般経費は、受託研究費総額に対して、原則として20%を乗じて算出した金額とする。
3. 受託研究の遂行に当たって、再委託が必要と認められる場合には、理事会の承認によって、再委託を行うことができる。ただし、発注者との契約において、再委託禁止条項がない場合に限る。なお、再委託禁止条項がある場合には、発注者と協議の上、技術者の派遣契約とする。
4. 担当小委員会出席旅費・交通費は、実費支給とする。
5. 担当小委員会の原稿執筆作業によって報告書を作成する場合、原稿執筆謝金を支給することができる。
6. そのほか、作業を行うために短期雇用する雇用費、外部講師等による講演・作業のための謝金および旅費・交通費、消耗品購入、会議開催のための会議費、印刷費、派遣契約に係る経費に対しても直接経費を執行することができる。
7. その他、理事会、発注者が適当と認めた用途について執行することができる。

(記 録)

第9条 本会は、受託研究ごとに帳簿を備え付け、受託契約等の年月日および金銭出納の明細、その他必要事項を記録保管するものとする。

付 則

- 1 この規程に明記されていない事項については、受託研究代表者が理事会ならびに委託者と協議のうえ定める。
- 2 この規程は、平成20年12月1日より施行する。